コロナ支援・確定申告 何でも相談窓口

0120-22-0000（平日午前10時～午後4時）

京商連事務局が対応し、各民商に相談をつなぎます

京商連NewS

発行　京都府商工団体連合会
〒600-8009　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階409
電話 075(353)3551　FAX 075(353)3552
http://www.kyoshoren.gr.jp/
E-mail：info@kyoshoren.gr.jp
1部10円（購読料は民商会費に含まれています）

国民皆保険制度を破壊する 健康保険証廃止は直ちに撤回を！

物価高騰が続く中、6月中旬に送られてきた国保料の決定通知書。「高すぎる保険料」に悲鳴が上がっています。また、2024年秋に保険証を廃止し、マイナ保険証に置き換える政府の決定に不安と怒りが広がっています。マイナ保険証やマイナンバーカードのトラブルが続出。「保険証廃止の撤回を！」の声が広がっています。

各地の民商は、国保料の減免相談会、学習会や国保課への要請に取り組んでいます。

マイナ保険証学習会を開催　右京民商

右京民商も加盟する右京社会保障推進協議会は、なんでも相談会と学習会の開催に取り組みました。コープパリティで開催された「保険証廃止は白紙に戻せ」ミニ学習会には地域を含め14人が参加しました。

講師の京都府保険医協会の中村さんは、マイナンバーカードの取得・保持はあくまで任意である、にも関わらず健康保険証を廃止することによって強制力を持たせてしまうこと、国民皆保険制度のもと、保険証は本人からの申請ではなく、無差別・無条件に交付されて当たり前のことが保証されない危険性を含んでいることを説明。

6月14日に成立した「デジタル規制改革推進の一括法案」は、デジタル技術の活用を妨げるあらゆる「規制」を（ことによっては法改正もなく）取り払うものであり、何もかもが知らない間に決定されてしまうことが危惧され、その項目は約1万条項にも及ぶと指摘しました。

来年秋に保険証廃止を少なくとも「凍結」をさせること、誰一人保険証・短期証の廃止によって「いきなり10割負担」に陥らないよう資格確認証の無条件交付を実現することを呼びかけました。

また右京民商定期総会でも、京都民医連の高梨輝子さんを講師にマイナ保険証の危険性の学習会に取り組みました。

上京区保険年金課に要望、懇談　命と暮らし守ることを一番に国保の運営を　上京民商

7月13日、社保協、生活と健康を守る会、上京民商の三団体で上京区役所保険年金課と懇談しました。3団体からは市民の命と暮らしを守ることを一番に窓口対応など行政運営してほしいなどを要望、課長は「市民の実情に応じて、ていねいに対応している」と回答しました。

上京の4軒に1軒が国保世帯。国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険は、来秋の保険証廃止の国の方針で無保険者が生まれる危険性が参加者から指摘されました。これに対し課長は「国の方針待ち」と回答。役所の現場でもマイナ保険証原則義務化ではマイナンバーカードでの受診ができない人の対応方針を国が曖昧にしているなか困っているようすです。

国民の医療を受ける権利を守るため、マイナ保険証の押し付けをやめさせる運動が大切だと痛感しました。

くらた市会議員が同席。「任意のマイナンバーカード取得と国と自治体の責任で交付しなければならない保険証を紐付けることの矛盾が明らか、社保協の取組みが、どれだけ住民の命の砦であるか、このことを実感します。保険証廃止の撤回と、安心できる国保行政の実現を求めてがんばりましょう」などの感想を寄せました。

東宇治の班会の様子

笑顔あふれる東宇治の班会　宇治民商

宇治民商東宇治支部の1班と2班は、毎月9日に合同の班会を開催しています。コロナ禍で途絶えてしまった班会を昨年4月より再開。毎月の参加は難しくても、班会に参加する会員は少しずつ増えています。

班会では『つながる』ことを第一に、商売の悩み・相談など、気軽に何でも話しています。7月の班会では、インボイスや収支内訳書の対応について、参加者みんなで学び話し合いました。

「インボイスというより、小売業そのものが衰退している。知り合いの店が次々に閉店、なくなっていて寂しい。いま商売している人は本当に苦しいと思う」（小売業）と話されていました。

班会の参加者から「楽しい」「みんなと話して元気になる」といった声が毎回寄せられます。「班会に参加して人と話すのは楽しいと実感。会員どうし集まって話できる場があるのはとても大切」（クリーニング業）と。

いつも笑顔があふれる東宇治の班会。会員の居場所になっている班会をこれからも続けていきます。

久しぶりに青年部会開催　南民商

久しぶりの青年部会には、青年部長（水道設備）と2人の青年部員（自動車整備、イベント企画）が参加しました。申告学習会の時に顔を合わせて以来（その時は申告のことで頭がいっぱい！）ということで、まずは名刺交換をして自己紹介から始まりました。

部会の目玉は京青協の「インスタグラム学習会」の報告でしたが…。事務局が自身のスマホを自宅に忘れる痛恨のミス!!

「あかんやん」「全然ですね」と部員がダメ出しをしながら、インスタグラムをやっているイベント企画のIさんからレクチャーを受けました。

「個人的にはSNSはあんまり…」という部員もいましたが、民商や青年部としてはSNSを活用するべきと、まずは南民商のインスタグラムを立ち上げようということになりました。

さらに、仕事の話でも大いに盛り上がりました。

Iさんの「今度キッチンカーを作りたい」という話に、自動車整備のNさんが早速あれこれのアイデアを披露。部員同士で普段から車のオイル交換や自宅の水回りの修理などの仕事を依頼し合っている青年部員。異業種の集まりである民商青年部ならではですね。青年部のグループLINEも作りました。

次回の青年部会は9月開催予定です。

地域で生きる

『趣味も生かして スナック開業』

舞鶴民商　田中　登さん（75）

スナックを35歳で開業し、今年7月に42年目を迎えることが出来ました。私が20歳のころ仲間4人でグループバンドをつくり、会社勤めをしながらダンスホールやクラブ、イベント会場などでの演奏活動に参加するようになっていました。

仲間との演奏活動に没頭する毎日

もともと、水商売に興味を持っていましたが、演奏活動でいろんな店を回るうちに「面白そうやな」と、その興味は益々大きくなっていきました。そんな時、知人から「新規のスナックで1年間雇われチーフをしないか?」と声をかけられたのを機会に会社を辞めて、思い切って水商売の世界に飛び込むことにしました。

会社勤めから水商売への転身

1年間期間限定の雇われチーフながら、営業のノウハウを覚えながら過ごす日々が楽しく毎日が充実していました。

それやこれやで、もうすぐ1年の期限を迎える頃、今度は、「新規ビルでスナックを開業しないか?」とお客さんから誘われ、一生懸命蓄えた、なけなしの預金をはたいて店づくりを一から手掛け、ドラムなど楽器も揃え、従業員3人と妻も含めカウンター席15席で、「スナック恋月夜」をオープンすることが出来ました。

営業時間は、夜8時からのオールナイトで始めましたが、当時、舞鶴ではオールナイトのお店はめずらしく、朝の4時頃になってもまだ店の前にお客さんが並んでいるということもありました。

また、店で知り合ったお客さん同士がめでたく結婚されると言う嬉しい事も多々あり、あの時、その時の光景が今も懐かしく思い出されます。

店もバンドもますます元気に

今は、妻と2人で営業し、要望があればドラムなど楽器をたたき、お客さんが歌うカラオケのバックコーラスを務めるなど、「生演奏で歌ってるみたいで気持ちがいい」と好評をいただいています。

店も開業当時のままで、古くなったことから改装も考えるのですが、常連客からは「青春時代を思い出す、この昭和の風情が良い」とか言われ、手を加えずにそのままにしています。

今では、バンドも4人から7人とメンバーも増え、歌謡バンドとして元気に活動しています。

長く続いたコロナ禍では、営業もバンド活動もできず大変な思いをしましたが、人との出会いや会話が大好きなので、営業はもちろん、趣味のバンドも元気な限り続けて行きたいと思っています。

スナック恋月夜

〈住所〉舞鶴市字浜47-1 ESビル1F
〈営業時間〉20:00～オールナイト
〈休日〉日曜日
〈電話〉0773-64-4601

店内のステージ

店舗入口

差し戻し審で禰屋（ねや）さん無罪へ、支援強化を

倉敷民商事件「中京の会」が第6回総会

中京民商も加わる「倉敷民商弾圧事件・３人の無罪を勝ち取る中京の会」（以下「中京の会」）は、７月14日、第６回総会をハートピア京都で開催しました。

▲「中京の会」第６回総会の様子

◀公判の様子を報告する赤星さん

事件支援の取り組みの強化を

「中京の会」は、2017年に結成。事件についての学習会、無罪を求める署名運動、街頭宣伝などに加えて、申告納税権の大切さについて知ってもらうための「労働者のための確定申告講座」、税理士法の改正を求める提言を発表するなどの活動を進めてきました。

第6回総会では、中京地区労の北山善敬事務局長が開会あいさつ。次いで、禰屋町子さんからのメッセージが紹介されました。

この1年間の活動についての報告が行われ、事件について広く知らせて禰屋さん無罪を訴える活動（宣伝、署名、学習会など）を強化することなど、今後1年間の方針について確認しました。

差戻審初公判の様子を詳しく報告

7月4日の初公判には全国から200人超が支援に駆け付けました。京都からは10人が参加。「中京の会」から裁判の傍聴に参加した赤星修さん（京都第一法律事務所）は、裁判の様子について総会で詳しく報告しました。禰屋さんや弁護団の陳述が力強く堂々としたものであったのに対して、検察官の陳述も裁判官の発言も早口で小声でほとんど聞き取れなかったそうです。赤星さんは「差し戻しの裁判が開始されるまでの5年間、事件を担当する裁判官、検察官は何人も変わっている。一貫して関わっているのは禰屋さんと弁護団だけ。そうしたなかで、弁護団は1審、2審の尋問の様子を寸劇で再現した。文字だけでは分からない尋問の雰囲気を伝えることで、裁判官の心象形成につなげようという工夫で、とても興味深かった」と報告しました。

また、裁判長が禰屋さんのことを「被告人」ではなく「禰屋さん」と呼んでいたことも紹介。「全国から200人もの支援者が集まったことが、裁判所に影響を与えている。これからも支援を広げていこう」と呼びかけました。

閉会あいさつを行った中京民商の馬場雅規会長は「事件のことは知っていたが、裁判の詳しい状況など初めて知ることも多かった。これからの裁判の傍聴も含め、中京区で事件支援の取り組みを強めていきたい」と決意を語りました。

（中京民商・「中商週報」7月24日号より）

倉敷民商弾圧事件とは?

岡山・倉敷民主商工会の事務局員である禰屋（ねや）町子さんは、2014年1月21日の早朝、自宅で寝ているところを突然逮捕されました。続いて、同じく倉敷民商事務局である小原淳さん、須増和悦さんも逮捕されました。

3人は、脱税を手助けした事実はないこと、申告書の作成をサポートしたことで税理士法違反だというのは不当であることを主張して裁判をたたかってきました。

しかし税理士法違反とされた小原さん、須増さんについては、残念ながら2018年5月に最高裁で有罪が確定しました。禰屋さんの裁判は、2018年1月、広島高裁で岡山地裁へ差し戻す判決が出されたものの、検察側がまともな立証計画を出し切れないため、なかなか裁判が開かれない状況が続いていました。

ようやく今年の7月4日、5年半ぶりに公判が開かれました。

行事あんない
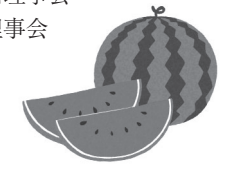
8月6日（日）	京商連幹部学校
8月9日（水）	京商連税対部会
8月17日（木）	京商連共済会常任理事会
8月18日（金）	京商連拡大推進委員会
8月23日（水）	京都各界連消費税宣伝
8月24日（木）	京婦協理事会
8月26日（土）	全商連第５回常任理事会
8月27日（日）	全商連第２回理事会
8月28日（月）	第３回常任理事会